

# 訴 状

平成27年10月30日

福岡地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士 朝 見 行 弘

原告訴訟代理人弁護士 吉 原 洋  
外15名

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

解約金条項等使用差止請求事件

訴訟物の価格 160万0000円

貼用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、パソコン等のデジタル機器の保守、サポート契約を締結するに際し、別紙契約条項目録第1記載の契約条項等、解約時に消費者が、被告に対し、契約期間の残月数に月額料金を乗じた金銭に、所定の割合を乗じた額を支払う旨の条項を内容とする意思表示を行ってはいならない。
- 2 被告は、消費者との間で、パソコン等のデジタル機器の保守、サポート契約を締結するに際し、別紙契約条項目録第2記載の契約条項等、消費者が債務の支払いを遅延した場合に、消費者が被告に対し、支払いを遅延した額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を超える損害賠償の額を支払う旨の条項を内容とする意思表示を行ってはいならない。
- 3 被告は、消費者との間で、パソコン等のデジタル機器の保守、サポート契約を締結するに際し、別紙契約条項目録第3記載の契約条項等、被告の行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する旨の条項を内容とする意思表示を行ってはいならない。
- 4 被告は、消費者との間で、パソコン等のデジタル機器の保守、サポート契約を締結するに際し、別紙契約条項目録第4記載の契約条項等、被告の故意または重過失による行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する旨の条項を内容とする意思表示を行ってはいならない。
- 5 被告は、別紙契約条項目録第1項から第4項の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙等の印刷物を破棄せよ。
- 6 被告は、その従業員らに対し、同被告が前第1項から第4項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙等を破棄すべきことを各指示せよ。
- 7 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

原告は、平成24年11月13日、消費者契約法第13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告は、福岡市博多区に本店を置く株式会社であり、パソコンおよびその周辺機器、デジタル関連商品等の販売、それらの保守、サポートサービス業務を行うことをその目的とする株式会社である（甲2）。

## 2 消費者契約

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、パソコン等のデジタル機器の保守、サポート契約（以下、「本件保守契約」という。）を締結するに際し、被告が作成した「スタープラチナプレミアムW会員登録フォーム」と題する契約書式（甲3）（以下、「本件契約書」という。）を用いて意思表示を行っている。また、被告は、本件保守契約を締結するに際し、「アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約」と題する約款（甲4）（以下、「本件契約約款」という。）を交付しており、本件保守契約には本件契約約款記載の各条項が適用される。本件契約約款には、当初設定した契約期間の途中で消費者が、本件保守契約の解約を行う場合には、契約期間の残月数×月額料金に契約期間に応じて被告が設定した割合を乗じた金額を一括で支払う旨の条項（以下、「本件解約金条項」という。）が定められている（甲4：第12条）。また、本件契約約款には、消費者が本件保守契約により生じる債務（サービス料金）の支払いを遅延した場合に、年15%の割合による延滞利息を支払う旨の条項（以下、「本件延滞利息条項」という。）が定められている（甲4：第20条1項）。さらに、本件契約約款には、本件保守契約に含まれるサービスを被告が提供するにあたり、被告の「善意」の作業により、消費者に損害が生じた場合にも、被告が一切の保証を行わない旨の条項（以下、「本件損害賠償責任全部免除条項」という。）（甲4：第6条4項本文）、および、被告の故意または重過失により、消費者に損害が生じた場合に、その賠償額の上限額を該当機器の修理代または同等機器の代金相当額とし、データ等の消失については、その責任を負わない旨の条項（以下、「本件損害賠償責任一部免除条項」という。）が定められている（甲4：第6条4項ただし書）。

したがって、上記各条項は、いずれも消費者契約法第2条3項所定の消費者契約に該当する。

## 3 被告は、現に前項の内容の意思表示を行い、また、今後も前項の内容の意思表

示をなすおそれがある。

4 原告は、被告に対し、平成27年9月28日、消費者契約法第41条に定める書面をもって、被告が消費者との間で本件契約を締結するに際し、請求の趣旨第1項から第6項記載の内容を請求し、同書面は平成27年9月29日、被告に到達した（甲5）。しかるに、被告は、何らの回答もしない。

5 本件解約金条項（別紙契約条項目録第1）は、以下のとおり、消費者契約法第9条1号に違反し無効である。

(1) 本件解約金条項の法的性質

本件解約金条項は、被告が本件保守契約を締結するに際して、消費者に対して交付する本件契約約款に記載されており、消費者が本件保守契約を契約期間途中で解約するに当たっては、被告がこの記載に従った解約金の徴収を行うものである。

また、本件解約金条項に基づき、消費者が支払うことが予定されている料金は、消費者が本件保守契約を、契約期間途中で解除するに際して支払うこととなる費用であるので、本件解約金条項は、消費者契約法第9条1号の定める、消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金を定める条項に該当する。

(2) 本件保守契約の内容

被告が消費者に対して提供する本件保守契約の各プランの名称、月額料金、契約期間、サービス内容は、以下のとおりである。

プラン名称	月額料金	契約期間	サービス内容
プレミアムW24	1580円	24か月	①店頭サポート
プレミアムW36	1480円	36か月	②電話/リモートサポート
プレミアムW60	1380円	60か月	③パソコン定期検査 ④出張サポート

プレミアムG24	1380円	24か月	⑤ウイルスの駆除
プレミアムG36	1280円	36か月	⑥詐欺公告（マルウェア）の駆除
プレミアムG60	1180円	60か月	⑦月1回のパソコンのセキュリティ無料検査
プレミアムG&W24	2960円	24か月	上記①乃至⑦全てのサービス
プレミアムG&W36	2760円	36か月	
プレミアムG&W60	2560円	60か月	

### (3) 本件解約金条項の内容

本件解約金条項は、消費者が本件保守契約を契約期間途中にて、解約する場合に、残月数に月額料金を乗じた金額に、契約期間に応じて被告が設定した割合を乗じた金額を一括にて請求すると定めるものであり、その割合は、24か月のプランで70%、36か月のプランで60%、60か月のプランで50%と定められている（甲4）。そのため、例えば、プレミアムG&Wの60か月プランで本件保守契約を締結し、半年間利用時点において、消費者が本件保守契約を解約することとなった場合、本件解約金条項によると、残月数（54か月）×月額料金（2560円）の合計額金13万8240円に50%を乗じた金6万9120円の支払い義務を負うこととなる。

### (4) 被告に生じる損害について

消費者契約法第9条1号は、「…これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」については、「当該超える部分」について無効とすると定めている。

ところで、被告が本件保守契約に基づき消費者に対して提供するサービスの内容は、プレミアムWと称するプランにおいては、①店頭サポート、②電話・リモートサポート、③パソコン定期検査サービス、④出張サポートの4種、プレミアムGと称するプランにおいては、⑤ウイルスの駆除サービス、⑥詐欺公告（マルウェア）の駆除サービス、⑦月1回のパソコンのセキュリティ無料検

査サービスに分別される（甲4）が、これらのサービスは、いずれも本件保守契約を締結した消費者が、そのサービスの提供を被告に対して希望することを申し出ることにより、被告よりはじめて提供されるサービスである。そのため、本件保守契約を消費者が契約期間途中で解除したとしても、被告としては、以後当該消費者に対して、これらのサービスを提供する必要がなくなるのみであり、それに伴って、被告に、何らの損害が生じることはない。

（5）以上の理由から、本件保守契約に関する本件解約金条項は、その全部が、消費者契約法第9条1号に違反し無効である。

6 損害賠償額の予定利率を年15%と定める本件延滞利息条項（別紙契約条項目録第2）は、以下のとおり、消費者契約法第9条2号に違反し無効である。

（1）本件延滞利息条項の法的性質

本件延滞利息条項に基づき、消費者が負うこととなる債務は、消費者の支払いの遅延に伴い生じるものであり、その法的性質は、遅延損害金であるから、本件延滞利息条項は、消費者契約法第9条2号の定める当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償額の予定または違約金を定める条項に該当する。

（2）消費者契約法第9条2号では、当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるものについては、当該超える部分については無効である旨定めている。被告は、本件契約書において、別紙契約条項目録第2記載のとおり、年15%の割合による損害賠償の額を予定する定めを行っているものであり、本件延滞利息条項の定める年15%の利率は、年14.6%を超える限度において、消費者契約法

第9条2号に違反し無効である。

7 本件損害賠償責任全部免除条項（別紙契約条項目録第3）は、以下のとおり、消費者契約法第8条1項1号及び3号に違反し無効である。

(1) 本件損害賠償責任全部免除条項の法的性質

本件契約約款第6条4項本文は、被告が消費者に本件保守契約に基づくサービスを提供するに際し、「善意の作業で起きた損害」については、消費者に対して損害賠償責任を負わない旨を定めている。被告は、本件契約約款第6条4項において、被告が消費者に対して負うべき損害賠償責任を、被告の善意の作業で起きた損害と、被告の故意または重過失により生じた損害に区別して規定していることから（甲4：第6条4項），ここで言うところの「善意」とは、善意、無過失の場合のみならず、被告に（軽）過失があった場合をも含むものと解される。そうすると、本件契約約款第6条4項本文の規定は、消費者契約法第8条1項1号の定める事業者の債務不履行により生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項に該当し、また、同項3号の定める事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項に該当するものである。

(2) 消費者契約法第8条1項1号では、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効である旨を定めている。また、同項3号では、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項は無効である旨を定めている。しかるに、本件契約約款第6条4項本文の定める「弊社は、すべてのテクニカルサービスに際し、善意の作業で起きた損害（データ等を含む）に対して保証する責を負わないものとします。」との規定は、上述のとおり、被告に（軽）過失があった場合にも、その損害賠償責任の全部を免除する旨を定めているのであり、本件損害賠償責任全部免除条項は、消費者契約法第8条1項1号及び3号に違反し、無効である。

8 本件損害賠償責任一部免除条項（別紙契約条項目録第4）は、以下のとおり、消費者契約法第8条1項2号及び4号に違反し無効である。

（1）本件損害賠償責任一部免除条項の法的性質

本件契約約款第6条4項ただし書の規定は、被告が消費者に本件保守契約に基づくサービスを提供するに際し、被告の故意または重過失により消費者に損害が生じた場合にも、その損害賠償の範囲を、該当機器の修理代または、同等機器の代金相当額を上限とする旨定め、さらにデータ等の消失についてはその責任を負わないとするものである。民法上、債務不履行に基づく損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害および予見可能な特別損害と定められており（民法第416条）、また、不法行為に基づく損害賠償の範囲についても同条の規定を類推適用するのが確立された判例法理である。そのため、本件契約約款第6条4項ただし書の規定は、被告の損害賠償の範囲を民法上または、判例法理上定められた範囲より縮減するものであり、つまりは、被告の損害賠償の責任の一部を免除する規定となるものである。

（2）消費者契約法第8条1項2号では、事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項は無効である旨を定めている。また、同項4号では、消費者契約における事業者の債務の履行に際してなされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意または重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項は無効である旨を定めている。被告は、本件契約約款第6条4項ただし書において、別紙契約条項目録第4記載のとおり、被告に故意または重過失があった場合にも、その損害賠償の責任の一部を免除する旨を定めているのであり、本件損害賠償責任一部免除条項は、消費者契約法第8条1項2号及び4号に違反し無効である。

9 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、請求の趣旨記載の請求を求め、本訴に及ぶものである。

## 証 拠 方 法

甲第1号証	適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知）
甲第2号証	履歴事項全部証明書
甲第3号証	スタープラチナプレミアムW会員登録フォーム
甲第4号証	アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約
甲第5号証の1	消費者契約法第41条書面
2	配達証明書

## 付 属 書 類

1 訴状副本	1 通
2 甲号証写し	各1通
3 資格証明書（原告，被告）	各1通
4 訴訟委任状	1通

## 契約条項目録

### 第1 第12条 会員が行う契約の解除

1 本サービスは申込より12ヶ月以上（W法人12+のみ）、24ヶ月以上、36ヶ月以上、48ヶ月以上（GW48+学割のみ）、60ヶ月以上の使用を前提としたもので、契約プランにより月額サービス料金が割引されています。途中解約の場合、次の金額を一括請求させていただきます。

(1) 12, 24ヶ月プラン 残月数に月額料金を乗じた金額の70%

(2) 36ヶ月プラン 残月数に月額料金を乗じた金額の60%

(3) 48, 60ヶ月プラン 残月数に月額料金を乗じた金額の50%

### 第2 第20条 延滞利息

1 本会員は、本サービスの料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお弊社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年15%の割合で計算して得た額を延滞利息として弊社が指定する期日までに支払うものとしします。

### 第3 第6条4項本文

4 弊社は、すべてのテクニカルサービスに際し、善意の作業で起きた損害（データ等を含む）に対して保証する責を負わないものとしします。

### 第4 第6条4項ただし書

4 ただし、弊社の故意または重過失に起因する機械の損害は例外とし、該当機器の修理代または、同等機器を上限額として損害賠償することとしします。その際も、本会員の機械内のデータ等に関する消失などの責は負わないものとしします。